

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(休業日)</p> <p>第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 土曜日（技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。）</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(4) 本学の創立記念日 5月31日</p> <p>(5) 春季休業日</p> <p>(6) 夏季休業日</p> <p>(7) 冬季休業日</p> <p>2 前項第5号から第7号までの期間は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、学長は、教育研究評議会の議を経て、臨時の休業日を定めることができる。</p> | <p>(休業日)</p> <p>第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 土曜日（技術経営研究科及び工学府産業技術専攻を除く。）</p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(4) 本学の創立記念日 5月31日</p> <p>(5) 春季休業日</p> <p>(6) 夏季休業日</p> <p>(7) 冬季休業日</p> <p>2 前項第5号から第7号までの期間は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、学長は、教育研究評議会の議を経て、臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。</u></p> | |

附 則 (24 教規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。